

[2] 【農業】

特色化選抜【農業】は、農業に関する学科を設置する高等学校（紀北農芸高等学校：生産流通科・施設園芸科、南部高等学校：食と農園科（調理コースを除く。））で実施する。

1 出願資格

- (1) 特色化選抜【農業（県内募集）】に出願することができる者は、次のア～ウのいずれかに該当する者のうち、本人及び保護者（親権者、親権者がいない場合は未成年後見人。以下同じ。）の住所が和歌山県内にあるか、入学日までに和歌山県内にあることとし、かつ、特色化選抜【農業】を実施する高等学校が定める「令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表3）を満たす者で、中学校長の推薦を得たものとする。

ア 中学校、義務教育学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を令和7年4月から令和8年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

イ 中等教育学校前期課程（以下「中学校」に含める。）を令和7年4月から令和8年3月までの期間に修了（以下「卒業」に含める。）又は修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、令和7年4月から令和8年3月までの期間に卒業又は卒業見込みの者

- (2) 特色化選抜【農業（全国募集）】に出願することができる者は、前号ア～ウのいずれかに該当する者で、他の都道府県からの志願者とし、かつ、特色化選抜【農業】を実施する高等学校が定める「令和8年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜出願条件」（別表3）を満たすものとする。

2 募集枠

当該学科の募集定員に対する県内募集枠及び全国募集枠の割合は、次のとおりとする。

学校名	学科名	県内募集枠	全国募集枠
紀北農芸高等学校	生産流通科	20%程度	10%程度
	施設園芸科	20%程度	10%程度
南部高等学校	食と農園科 (調理コースを除く。)	20%程度	10%程度

3 志願校

志願者は、特色化選抜【農業】を実施するすべての学校・学科（コース等）を志願することができる。ただし、出願は1校1課程1学科（コース等）に限る。

4 出願受付期間及び場所

出願受付期間は、次のとおりとし、それぞれ志願先の高等学校で受け付ける。

令和8年1月22日（木）	午前9時から午後3時まで
--------------	--------------

郵送の場合は、「書留」とし、令和8年1月15日（木）から1月22日（木）までの消印のあるものに限る（受検票等の返信用封筒と切手を同封すること。）。

なお、郵送の場合は、志願先の高等学校へあらかじめ電話連絡すること。

5 出願手続

- (1) 志願者の手続

志願者は、次の書類等を在学する中学校長に提出すること。

- ア 入学願（別記第 1 号様式）
- イ 受検票（別記第 2 号様式）
- ウ 志願理由書（別記第 6 号様式）
- エ 入学考查手数料

入学願の所定の欄に、和歌山県証紙（全日制課程 2,200 円）をはることに。

(2) 中学校長の手続

ア 中学校長は、志願者から提出された書類の記載事項に誤りのないことと、入学願の所定の欄に和歌山県証紙（全日制課程 2,200 円）がはられていることを確かめるとともに、志願者に係る次の書類を作成し、入学願、受検票、志願理由書他、必要書類等とあわせて志願先の高等学校長に提出すること。

（ア）令和 8 年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書（以下「調査書」という。）（別記第 7 号様式）

（イ）副申書（別記第 3 号様式）

調査書の「欠席等の状況」及び「健康の状況に関する特記事項」等、調査書に記載されていないその他の事項について、特別の事情のある場合は、中学校長は副申書を提出することができる。

（ウ）学力検査等特別措置願（別記第 4 号様式）

聴覚等に障害のある志願者や日本語の理解が十分でない外国人等の志願者で、学力検査等において特別の措置を必要とする場合は、志願先の高等学校長に提出すること。

イ 県内募集については、本号アの提出書類とあわせて、推薦書（別記第 8 号様式）を作成し、志願先の高等学校長に提出すること。

(3) 高等学校長の手続

ア 高等学校長は、提出された書類を確認し、受け付けるとともに、提出された受検票に受検番号を付して、当該中学校長を通じ、又は直接、出願者に交付すること。

イ 高等学校長は、志願状況を課程・学科（コース等）別に集計し、別途指定する方法で（県）学校教育局県立学校教育課長に報告すること。

ウ 高等学校長は、提出された学力検査等特別措置願の写しを（県）教育長に提出し、協議のうえ、適切な措置を講じること。

6 調査書等の作成

(1) 調査書等作成委員会

中学校長は、調査書、副申書等の作成にあたっては、厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等作成委員会を組織し、その審議を経るものとする。

(2) 調査書等の作成

調査書等の具体的な作成要領は、「Ⅲ 令和 8 年度和歌山県立高等学校入学志願者調査書等の作成について」による。

7 書類の審査

(1) 調査書等審査委員会

ア 高等学校長は、審査の厳正、公平かつ適正を期するため、調査書等審査委員会を組織すること。

イ 調査書等審査委員会は、令和８年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項（以下「実施要項」という。）に基づいて提出された書類について審査すること。

- (2) 高等学校長は、中学校長から提出された書類の中に、不明な事項等がある場合には、当該中学校長に説明又は訂正を求めることができる。ただし、訂正を求めた場合には、（県）教育長にその概要について文書で報告しなければならない。

8 検査等

出願者は、面接（口頭による検査を含む。）及び作文による検査（以下「面接・作文検査」という。）を受けるものとする。

なお、各学校の実施方法については、「令和８年度和歌山県立高等学校入学者選抜の特色化選抜における実施方法等」（別表２）のとおりとする。

(1) 検査の期日と日程

面接・作文検査の期日及び日程は、次のとおりとし、受検者は、当日午前９時までに検査場所に集合すること。

ア 期日 令和８年１月２９日（木）

イ 日程 次の日程により実施する。

9:00	9:25	10:15	10:30
点呼入場	作文	休憩	面接 (口頭による検査を含む。)

(2) 検査場所

面接・作文検査は、原則として出願先高等学校で行う。

(3) 検査当日の注意

ア 受検者は、必ず受検票及び筆記用具を持参すること。

イ 受検者がやむを得ず遅刻した場合、当該受検者は、出願先高等学校長の許可を得たうえで検査場に入ること。

ウ 面接の実施時間帯は、出願先高等学校長の指示するところによるので留意すること。

9 入学者の選抜

高等学校長は、志願理由書、調査書等及び面接・作文検査により、学科（コース等）の特色を考慮しながら総合的に判定し、厳正、公平かつ適正に入学者の選抜を行う。

10 合格内定の通知

高等学校長は、選考結果通知書（別記第５号様式）を作成し、令和８年２月６日（金）に中学校長に「書留」にて郵送するものとする。令和８年２月１０日（火）中に選考結果通知書が届かない場合は、令和８年２月１２日（木）正午までに、志願先の高等学校に問い合わせること。

なお、合格者の発表は、令和８年３月１８日（水）午前１０時に各検査場所において一斉に掲示する。

11 実施上の留意事項

- (1) 中学校長は、特色化選抜【農業（県内募集）】にあたり、厳正、公平かつ適正を期するため、推薦委員会を設けること。
- (2) 高等学校長は、当該高等学校が実施する検査等の円滑な実施と選考の厳正、公平かつ適正を期す

るため、特色化選抜委員会を設けること。

- (3) 中学校長は、在学者が本人の能力、適性、興味及び関心等に応じて、志願校・志願学科（コース等）の選定をするよう、適切な進路指導を行うこと。
- (4) 高等学校長は、面接・作文検査等が適切に行われるよう、事前に十分準備しておくこと。
- (5) 中学校長は、高等学校長に提出した調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。また、高等学校長は、合否判定の経過及び結果等の状況並びに面接・作文検査等の結果及び中学校長から提出された調査書等の内容等について、一切漏えいすることのないよう、管理に慎重を期するとともに、関係職員を厳重に監督しなければならない。
- (6) 高等学校長は、入学前に行う合格者及び保護者への諸連絡について、合格発表日とは別に日を定めて行うこと。
- (7) 中学校長は、合格者の生徒指導要録の写し及び生徒健康診断票（歯の検査票を含む。）を令和 8 年 3 月 31 日（火）までに、進学先の高等学校長に提出すること。
- (8) 実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、高等学校長に別途通知する。